

仕様書

1 品 名 LPガス 2026年 前期分 (くまもと県北病院)

2 予定数量 (50kgボンベ 9本×2 計18本)

ただし、発注予定数量は見込数量であり、発注数量を保証するものではない

3 規格・品質 い号（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下、液化石油ガス法）という。）における規格

4 納入期間 2026年1月1日～2026年6月30日

5 納入場所 くまもと県北病院 プロパン庫（別紙図面参照）

6 供給設備及び消費設備の管理方法

(1) 液化石油ガス法及び高压ガス保安法等関係法令（以下「関係法冷」という。）に基づき、安全で安定したプロパンガスの供給とプロパンガスによる災害の発生を未然に防ぐ体制を確保できること。

(2) 供給開始時（上記納入期間における）に病院内の供給先ゴム管の点検及びガス器具の目視、その他必要な点検を行い、結果を機構に報告すること。

(3) 当病院職員が指定した荷姿で、当病院担当職員立会いのもと、その指示に従い納入を行うこと。

(4) 新規(初回)供給により、供給事業者は供給に不備がないようガス機器側での燃焼確認をすること。

今後入札等の結果、LPガス供給事業者が変わることとなったときは、変更前のLPガス供給事業者が所有するLPガス供給設備の取扱い（撤去・新設・譲渡等）について、新旧LPガス供給業者間で協議の上決定し、当病院の継続的なガス使用に支障が生じることのないよう遅滞なく供給できるようにすること。但し、LPガス供給設備に不備があり、当病院の継続的なガス使用に支障が生じた場合は、速やかに当病院に連絡し、供給体制を整えること。

(5) プロパンガス供給業務責任者を正副2名報告すること。プロパンガス供給業務責任者に変更があった場合も同様とする。

7 LPガス供給設備の設置費用の区分

(1) プロパンガスボンベ庫のメーター設置並びに検査等はLPガス供給業者が行い、それに要する費用については、当病院と協議の上決定するものとする。

(2) 6(4)に掲げる供給設備についても同様とする。

8 納入日時の厳守

納入業者は、いかなる事情が生じても、当院の業務に支障のないよう、指定した数量を指定した納入日時に確実に納入すること。